

(別添)

緊急雇用創出事業実施要領

第1 趣旨

東日本大震災からの復興事業の進捗状況等に鑑み、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）に緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を交付し、被災三県が造成する基金を活用し、東日本大震災により被災した地域に所在する事業所における雇用確保を支援する事業及び原子力災害の発生に伴い避難・離職を余儀なくされた者等の安定的な雇用への移行を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施し、東日本大震災からの復興や避難生活を余儀なくされた者の生活の安定を図ることとする。

第2 事業主体

基金事業の事業主体は、被災三県とする。

第3 基金事業の内容

基金事業は、交付金により被災三県において造成された基金を活用して、次の1から4の事業を行うものとする。

なお、基金事業には、基金事業の周知・広報、基金の運営及び管理に係る事業を含むものとする。

1 事業復興型雇用確保事業

東日本大震災により被災した岩手県（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市に限る。）、宮城県（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る。）、名取市、岩沼市、亘理町及び山元町に限る。）及び福島県の災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域（以下「被災三地域」という。）に所在する事業所における雇用確保を支援するため、東日本大震災からの復興に資する産業政策と一体となった雇用面からの支援として、岩手県、宮城県及び福島県内の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災三県求職者」という。）等を雇い入れる中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所。以下「中小企業者に該当する事業所等」という。）に対して助成金を支給する。

なお、事業復興型雇用確保事業の実施については、本要領のほか、別紙「事業復興型雇用確保事業実施要領」（以下「復興事業要領」という。）の定めるところによる。

2 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害の発生に伴い福島県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた者であって、雇用された日から過

去1年間に原子力災害被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下同じ。）において原子力災害対応雇用支援事業以外の就業実績がなく、原子力災害被災12市町村に所在する事業所への再就職を希望する求職者（以下「福島県被災求職者」という。）の原子力災害被災12市町村内での安定的な雇用への移行を支援するため、下記第5により、民間企業や特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等（以下「民間企業等」という。）に委託して、短期の雇用・就業機会を創出・提供した上で、次の安定雇用に資する地域のニーズに応じた人材育成を行う。

- 3 上記1及び2に附帯する事業
- 4 その他厚生労働大臣が定める事業

第4 基金事業の運営

1 基金の造成

基金は、「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成25年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成27年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」、「平成28年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（基金事業分）交付要綱」、「平成29年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（基金事業分）交付要綱」及び「平成30年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（基金事業分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。

2 基金の運用方法

基金の運用については、次の(1)から(3)の方法によるものとする。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- (2) 金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基金に繰り入れることなく、上記第3に掲げる基金事業に要する経費に充てることができるものとする。

4 基金の取崩しの制限

基金（上記3により繰り入れられた果実を含む。）は、上記第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

5 基金の残額の取扱い

被災三県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は別に定める手続に従い、これを国に納付するものとする。

6 基金事業の事業計画等

- (1) 被災三県は、各事業年度の開始前に緊急雇用創出事業計画書（別紙様式第1号）を作成し、岩手労働局、宮城労働局及び福島労働局（以下「労働局」という。）を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。
- (2) 被災三県は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ緊急雇用創出事業計画変更書（別紙様式第2号）を作成し、労働局を経由して厚生

労働大臣に提出し、その確認を受けるとともに、これを公表するものとする。

- (3) 被災三県は、基金造成時以降上下半期ごと（9月末及び3月末）に、当該上下半期に終了した基金事業について、緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第3号）を作成し、当該上下半期の末月の翌月20日（ただし、毎年度下半期にあつては出納整理期間末日が含まれる月の翌月20日。）までに、労働局を經由して厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表するものとする。
- (4) 被災三県は、上下半期ごと（9月末及び3月末）に、基金の執行実績（別紙様式第4号）を作成し、当該上下半期の末月の翌月20日（ただし、毎年度下半期にあつては出納整理期間末日が含まれる月の翌月20日。）までに、労働局を經由して厚生労働大臣に提出するものとする。
- (5) 事業計画の策定及び事業の実施に当たっては、必要に応じて、関係者の意見を聴くとともに、雇用（原子力災害対応雇用支援事業においては雇用契約によらない新規の就業を含む。以下同じ。）した福島県被災求職者が、当該事業における雇用・就業期間後の安定した雇用につながるよう、福島県又は原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市をいう。以下同じ。）が策定した人材育成計画に沿って行う技能・知識の習得のほか、公共職業安定所での再就職に向けた職業指導の活用など、事業における雇用・就業期間中から積極的な再就職支援を行うものとする。ただし、福島県が実施する事業は、原則として、原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体（以下「原子力災害被災市町村等」という。）の要請等に基づき実施するものに限る。
- (6) 被災三県は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、基金事業の目標、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を公表するものとする。

7 基金事業の担当窓口の明確化等

- (1) 被災三県は、基金事業に係る担当窓口を明確にし、基金事業を周知し、広報するとともに、各事業の委託や労働者の募集に関する問い合わせに対応するものとする。
- (2) 被災三県は、労働局と必要な連携を図るものとする。

8 基金事業の中止又は廃止

- (1) 被災三県は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ緊急雇用創出事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式第5号）を作成し、労働局を經由して厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

9 基金事業の事故の報告

被災三県は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに労働局を經由して厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10 基金事業の終了等

- (1) 基金事業の終了時期は、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「地域課」という。）が定めるものとする。
- (2) 厚生労働大臣は、上記(1)に定めるほか、次に掲げる場合には、基金事業に

ついて終了又は変更を命ずることができるものとする。

① 被災三県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、交付要綱若しくは本要領又はこれらに基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 被災三県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 被災三県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 厚生労働大臣は、上記(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) 上記(3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、厚生労働大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5% の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金事業の終了前において残余額の全部又は一部について事業の見込みがないなどの事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、厚生労働大臣が指定する期日までに国庫に返還しなければならない。

(6) 基金事業の精算後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

11 基金事業の経理等

(1) 被災三県は、基金事業経理について、復興事業要領による事業復興型雇用確保事業、下記第 5 による原子力災害対応雇用支援事業及び上記第 3 の 3 による事業の運営に係る経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならないものとする。

また、福島県は、平成 23 年度第 3 次補正予算以降に事業復興型雇用確保事業に要する経費として交付・造成した基金と平成 28 年度予算以降に原子力災害対応雇用支援事業に要する経費として交付・造成した基金との間において、配分の変更をしてはならない。

(2) 被災三県は、上記(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日（上記 8 の(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び上記 10 の(2)による基金事業の終了を命じられた場合を含む。以下同じ。）の属する会計年度の終了後 5 年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

また、被災三県は、基金からの支出を受けた中小企業者に該当する事業所等、原子力災害被災市町村等や民間企業等においても、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、厚生労働大臣からの求めに応じ、閲覧に供することができるよう保存することを求めるものとする。

12 基金事業の検査・検証等

- (1) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、被災三県に対し報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 厚生労働大臣は、上記(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、被災三県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (3) 厚生労働大臣は、基金事業の適正を期するため、上記(2)の事実その他基金事業の実施において不適切な事案を把握した時は、当該事実及び関係情報について被災三県に提供することができる。
- (4) 厚生労働大臣は、事業の実施状況及び事業効果等について検証するため、必要に応じて、被災三県に対して報告を求めることができる。

13 各種助成金等との併給調整

基金事業の対象となる事業主等に対する当該事業による助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

第5 原子力災害対応雇用支援事業

1 対象となる事業

次の(1)から(4)のいずれにも該当する事業であること。

- (1) 福島県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- (2) 建設・土木事業でないこと。
- (3) 福島県被災求職者に対して短期の雇用・就業機会を提供した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。
- (4) 真に福島県の復興に必要な原子力災害由来の事業であって他の事業で措置できない事業に限定したものとする。

2 雇用する福島県被災求職者

(1) 福島県被災求職者の募集

福島県被災求職者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みによるほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

(2) 福島県被災求職者の雇用・就業期間

雇用する福島県被災求職者の雇用期間は1年以内とし、雇用期間終了後の更新を可能とするが、原子力災害対応雇用支援事業の趣旨は福島県被災求職者の一時的雇用の場を確保し、人材育成を行い、原子力災害被災12市町村内での次の安定的な雇用への移行を目指すことであることに鑑み、同一人について不安定な雇用を継続することのないよう、雇用・就業期間中から公共職業安定所による再就職のための職業指導を活用するなど事業終了後の安定的

な雇用への移行に向けて積極的な再就職支援を行うこと。

(3) 失業者であること等の確認

福島県被災求職者を雇用する際に、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書その他失業者であることを証明できるものの提示を求めることにより、当該福島県被災求職者本人に対して失業状態にあるか否かの確認を行うものであること。

また、原子力災害対応雇用支援事業の雇用・就業期間終了までに原子力災害被災 12 市町村に所在する事業所への再就職を希望する意思を有することについて本人に確認すること。

(4) 雇用する福島県被災求職者に人材育成を行う場合の留意点

事業を受託する民間事業者等が、雇用する福島県被災求職者の人材育成として、業務の遂行の過程内において行う職業訓練(OJT)については次の①から③に留意すること。

- ① 雇用する福島県被災求職者の役務提供によって売上が発生する場合は、下記4の(13)による委託費により生じた収入に該当するものであること
- ② 委託先の民間事業者等がOJTと称して入札等の価格競争で有利な立場を得るためこの事業を利用することのないよう、原子力災害対応雇用支援事業の趣旨に沿った運用とすること
- ③ 原子力災害対応雇用支援事業で雇用した福島県被災求職者の事業終了後の次の安定的な雇用に資するよう、福島県又は原子力災害被災市町村等が策定した人材育成計画に基づき、地域における再就職に資するもの又は既に有している技能・資格等の向上を図るものとする

3 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業等であって原子力災害対応雇用支援事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体、基金事業における著しく不適切な事業実施等により国又は地方公共団体から指導を受けた団体、上記第4の12に規定する検査・検証等又は第9の4に規定する調査等に対する虚偽の報告等を行った団体、法人格が形骸化しているなど法人格が否認される団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

なお、事業委託の対象者の選定に当たっては、原子力災害対応雇用支援事業で雇用された福島県被災求職者の安定した雇用に繋がるか否かとの観点を重視し、必要に応じて事業終了後の雇用計画や就業支援計画などの提出を求めるなどにより、慎重に審査するものとする。

4 委託契約等

福島県における原子力災害対応雇用支援事業に係る委託契約の際には、福島県の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続によるものでも差し支えないこととし、福島県の財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等を締結する際には、福島県において規定する事項のほか、次の(1)から(14)の事項を含めなければならないものとする。

- (1) 原子力災害対応雇用支援事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 原子力災害対応雇用支援事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち雇用する予定の福島県被災求職者の数
- (4) 原子力災害対応雇用支援事業で雇用する予定の福島県被災求職者の雇用・就業期間
- (5) 原子力災害対応雇用支援事業で雇用する予定の福島県被災求職者の募集方法
- (6) 受託者は、福島県被災求職者を雇用する際に、上記2の(3)の確認を行うこと。
- (7) 受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価（当該調達品の製造原価など）をもって対象経費とすること。
- (8) 受託者は、委託事業に係る収入・支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに委託事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、要求があったときはいつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないこと。
- (9) 受託者は、委託者が受託者（雇用する福島県被災求職者を含む）に対して実施する実施状況調査等について、委託者の依頼に基づき協力しなければならないこと。

なお、事業終了後も同様とする。

- (10) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり上記1及び2に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

また、委託者は、受託者が上記3のただし書きに挙げた団体がその事実を偽り契約に至った場合、委託契約を解除し、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

- (11) 委託者は、受託者の事業遂行状況及び委託費の使途・経理等に問題がないか、定期的に事業場に立ち入るなどして点検・確認するものであること。
- (12) 事業が終了した場合は、上記(1)から(5)までの事項を内容を含む実績報告を作成し、福島県に提出しなければならないこと。
- (13) 上記(12)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるとき（受託者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社が委託費により発生した収入を得ていた場合も含む。）は、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。
- (14) 受託者は、雇用された福島県被災求職者に対する人材育成及び再就職に関して次の①及び②の事項を行うものであること。
 - ① 受託者は、雇用された福島県被災求職者について、雇用後速やかに公共職業安定所への求職登録を行わせること。
 - ② 受託者は、雇用された福島県被災求職者に対してその雇用・就業期間中から人材育成及び再就職支援を行うものとし、その進捗や支援の状況について

て、委託者に対し書面により定期的（雇用・就業期間が6か月超の者は四半期に1回以上、6か月以下の者は2か月に1回以上）に報告すること。

第6 事業の上積み

被災三県は、基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、基金事業の上積みができるものとする。

第7 市町村補助事業

被災三県は、被災三地域又は原子力災害被災市町村等が基金事業を実施する場合において、基金を財源として当該市町村に補助金（補助率 10/10 を上限。）を交付することができるものとし、交付する場合は、第4の12、第5、第6及び復興事業要領に掲げる条件を付さなければならないものとする。

この場合において、事業復興型雇用確保事業を被災三地域が実施する場合は、第4の12、第6及び復興事業要領中「厚生労働大臣」とあるのは「被災三県知事」と、「厚生労働省職員」とあるのは「被災三県職員」と、「被災三県」とあるのは「被災三地域」と、原子力災害対応雇用支援事業を原子力災害被災市町村等が実施する場合は、第4の12、第5及び第6中「厚生労働大臣」とあるのは「福島県知事」と、「厚生労働省職員」とあるのは「福島県職員」と、「被災三県」又は「福島県」とあるのは「原子力災害被災市町村等」と、それぞれ読み替えるものとする。

第8 事業計画全体としての要件等

- 1 福島県が作成する第4の6に規定する緊急雇用創出事業計画書（変更があった場合は変更後の事業計画書をいう。以下「事業計画書」という。）に盛り込まれた原子力災害対応雇用支援事業について、各年度の事業費に占める福島県被災求職者の雇用に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。
- 2 基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。
- 3 事業計画書の策定や基金事業の実施に際しては、被災三県求職者又は福島県被災求職者の現状やニーズ等も踏まえ、こうした者に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮すること。

特に、原子力災害対応雇用支援事業で雇用される福島県被災求職者に対しては、地域労働市場における安定的な就職に資する資格又は技能を習得させるなど雇用期間終了後の安定した雇用での再就職が実現するよう必要な措置を講ずること。

また、特定の失業者のみを対象者とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

第9 基金事業の実績報告等

- 1 被災三県は、基金事業が終了したとき又は基金事業を精算したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に緊急雇用創出事業実績報告書（別紙様式第6号）を作成し、労働局を經由して厚生労働大臣に提出しなければならない

ものとする。

- 2 被災三県は、各基金事業の実施結果について、検証及び評価を行うこととする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の実績報告に加えて、基金事業の各目的の達成状況を把握するために、必要に応じて、基金事業の実施状況等について、被災三県に対して報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、第1項及び前項の報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、被災三県に対してさらに報告を求め、又は厚生労働省職員に事業場に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び本要領（以下「実施要領等」という。）の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、被災三県に対して適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 6 厚生労働大臣は、前項の命令から一定期間経過後も、実施要領等の内容に適合しない事実が解消されない場合は、当該被災三県に対して所要額の返還を求めることができる。

第10 財産の取得制限等

地方公共団体が基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（原子力災害対応雇用支援事業の委託先が当該事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

なお、50万円以上の財産の活用が事業実施に必要不可欠な場合は、原則として賃貸借契約とし、下記により対応すること。

- 1 入札の実施や複数業者からの見積書を徴する等により適正な価格をもって契約すること。
- 2 委託者と受託者の間で文書又は口頭により委託事業終了後における本件基金事業によらない事業継続の合意があったとみなされる場合は、原則として賃貸借物件の法定耐用年数を賃貸借期間として設定し契約（賃貸借期間を通じて均等払い契約とする）するべきものであり、委託事業終了以後の残債務については受託者等が引き続き負担（委託事業の中止又は委託契約の解除の場合も同様とする）すること。
- 3 基金事業による賃貸借契約終了後の所有権移転は、法定耐用年数よりも短い期間で割高の賃貸借料を支払うのみならず、上述の財産取得制限にも抵触することから、厳に慎むこと。

第11 その他

- 1 本要領の施行前に、都道府県に交付金を交付・造成する基金を活用して実施した事業については、なお従前の例によること。
- 2 本要領に定めるもののほか、基金事業の実施に必要な事項は、地域課が定め

ること。

3 本要領の施行日は、令和7年4月1日とすること。